

八千代町新婚家庭家賃助成金 Q & A

Q 1. だれが助成金の対象となりますか？

A. 平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに町内の民間賃貸住宅の契約をして、入居する新婚家庭の方が対象となります。ただし、一定の要件があります。

Q 2. 助成金はいくらですか？

A. 家賃が 5 万円以上の賃貸契約であれば、月額 1 万円となります。

ただし、事業主等から住宅手当の支給を受けており、実質家賃負担額が 1 万円未満の場合はその額となります。例えば、家賃が 5 万円で、4 万 5 千円の住宅手当の支給を受けている場合は 5 千円が助成金の額となります。

Q 3. 家賃が 5 万円未満の場合、助成金はいくらですか？

A. 家賃 5 万円以上の賃貸契約に対する助成金のため、5 万円未満の場合は対象外となります。

Q 4. 新婚家庭とは、結婚して何年目までの家庭のことですか？

A. 交付申請日において、婚姻届時から 3 年以内の家庭となります。

Q 5. 勤務先の事業者が建設した社宅に入居する場合は、対象となりますか？

A. 社宅、官舎、寮等に入居する場合は対象外となります。

Q 6. 家賃が駐車場込みの賃貸料として契約されている場合は、どうなりますか？

A. 駐車場代を除いた金額が助成の対象となりますので、家賃内訳証明書を提出してください。

Q 7. 「夫婦のいずれかが町外在住の場合は、対象となりますか？

A. 夫婦ともに町内の民間住宅の所在地に住民登録してあることが要件となるため、対象となりません。

Q 8. 婚姻時に夫 40 歳、妻 35 歳の新婚家庭は対象となりますか？

A. 婚姻届時において、夫婦ともに 40 歳未満であることが要件となるため、対象となりません。

Q 9. 婚姻時は夫 39 歳、妻 35 歳であったが、町内に転入した時には夫が 40 歳になっていた場合は対象となりますか？

A. 交付申請する日前 3 年以内に婚姻届を提出していれば対象となります。

Q10. 祖父が所有する賃貸住宅に入居する場合、対象となりますか？

A. 夫婦いずれかの 2 親等以内の親族が所有する住宅及び賃貸住宅に入居する場合は対象となりません。

Q11. 生活保護（住宅扶助）によって、家賃の補助を受けている場合は対象となりますか？

A. 他の補助制度を受けている場合は対象となりません。

Q12. 交付を受けた後に、町内の他の民間賃貸住宅に転居した場合は、対象となりますか？

A. 引き続き交付の要件を満たす場合は、対象となりますので、速やかに変更届を提出してください。

Q13. 夫婦が離婚した、夫婦が町外に転居したなど、変更を生じた場合、どうすればよいですか？

A. 速やかに変更届を提出し、資格停止の手続きを行ってください。

●その他 詳細については、下記へお問い合わせください。

問 合 せ：秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係

〒300-3592 八千代町大字菅谷 1 1 7 0（役場庁舎 3 階）

電 話：0 2 9 6 - 4 8 - 1 1 1 1（内線 3 4 2 0）

受付時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで